# 必 要 資 格 チ ェ ッ ク シ ー ト

**※提出は不要です。ご自由にお使いください。**

当てはまる項目にチェックを入れていこう！
★”わからない用語”　は　最後のページに　用語集　があるよ★
※作業内容に対して「必要資格」を持ってない場合、法令違反に…

| 作業内容・対象者 | ☑ | 必要資格 |
|---|---|---|
| 玉掛けの業務（制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重[クレーンのつり能力]1t以上のクレーン，移動式クレーン若しくはデリックを使用する） | □ | 玉掛け技能講習 おすすめ！ |
| 玉掛けの業務（つり上げ荷重[クレーンのつり能力]1t未満のクレーン，移動式クレーン又はデリックを使用する） | □ | 玉掛け特別教育 |
| クレーン運転の業務（つり上げ荷重[クレーンのつり能力]5t以上の床上操作式クレーン） | □ | 床上操作式クレーン運転技能講習 おすすめ！ |
| クレーン運転の業務（つり上げ荷重[クレーンのつり能力]5t未満のクレーン/デリック又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）<br>※主に”天井に設置されているクレーン”を指す | □ | クレーン運転特別教育 |
| 移動式クレーン運転の業務（つり上げ荷重[クレーンのつり能力]1t以上5t未満の移動式クレーン） | □ | 小型移動式クレーン運転技能講習 おすすめ！ |
| 移動式クレーン運転の業務（つり上げ荷重[クレーンのつり能力]1t未満の移動式クレーン） | □ | 移動式クレーン運転特別教育 |

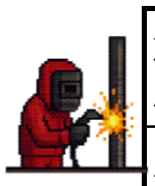

| | | |
|---|---|---|
| 溶接等の業務（可燃性ガス[アセチレンガス等]及び酸素を用いて行う金属の溶接，溶断又は加熱の業務） | □ | ガス溶接技能講習 おすすめ！ |
| 溶接等の業務（アーク溶接機を用いて行う金属の溶接，溶断等の業務） | □ | アーク溶接特別教育 |

| | | |
|---|---|---|
| フォークリフト運転の業務（最大荷重1t以上） | □ | フォークリフト運転技能講習 おすすめ！ |
| フォークリフト運転の業務（最大荷重1t未満） | □ | フォークリフト運転特別教育 |

| | | |
|---|---|---|
| 車両系建設機械運転等の業務（機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械，掘削用機械の運転） | □ | 小型車両系建設機械運転特別教育（整地等） |

| | | |
|---|---|---|
| 揚貨装置の運転の業務（制限荷重5t未満）<br>※”漁船に取り付けたクレーン”を指す | □ | 揚貨装置運転特別教育 |

| | | |
|---|---|---|
| 高所作業車を使用して行う業務（作業床の高さ10m以上） | □ | 高所作業車運転技能講習 おすすめ！ |
| 高所作業車を使用して行う業務（作業床の高さ10m未満） | □ | 高所作業車運転特別教育 |

| | | |
|---|---|---|
| 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 | □ | 研削といしの取替え等業務特別教育 |

| | | |
|---|---|---|
| 動力プレスの金型，シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け，取外し又は調整の業務 | □ | 動力プレス・シャー業務特別教育 |

| 作業内容・対象者 | ☑ | 必要資格 |
|---|---|---|
| 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室，変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務 | □ | 低圧電気取扱者特別教育 |
| 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務 | □ | 電気自動車の整備の業務等に係る特別教育 |
| チェーンソーを用いて行う立木の伐木，かかり木の処理又は造材の業務 | □ | チェーンソーによる伐木等特別教育 |
| 巻上げ機の運転の業務 | □ | 巻上機(ウインチ)特別教育 |
| 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 | □ | 酸素欠乏・硫化水素危険作業等特別教育 |
| 特定粉じん作業に係る業務 | □ | 粉じん作業従事者特別教育 |
| 廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 | □ | ダイオキシン類作業従事者特別教育・作業指揮者教育 |
| 廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉，集じん機等の設備の保守点検等の業務 | □ | |
| 廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉，集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 | □ | |
| 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業若しくは建築物の壁，柱，天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務 | □ | 石綿使用建築物解体等業務特別教育 |
| 建築物の解体、改造、または補修工事を行う業務 | □ | 建築物石綿含有建材調査者講習 |
| 労働者に保護具を使用させる際の保護具の管理者 | □ | 保護具着用管理責任者教育 |
| 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 | □ | 足場組立等作業特別教育 |
| 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。） | □ | フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 |
| 貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す業務 | □ | テールゲートリフターの操作に係る特別教育 |
| 作業中の労働者を直接指導または監督する | □ | 職長教育 |
| 複数の下請け業者が入るような作業現場で、元請業者の統括安全衛生責任者と連携・調整を行う | □ | 安全衛生責任者教育 |

| 作業内容・対象者 | ☑ | 必要資格 |
|---|---|---|
| 職長・安全衛生責任者教育を修了した者で概ね5年経過している | □ | 職長・安全衛生責任者再教育 |
| フォークリフトの運転操作資格（技能講習or特別教育）を修了した者で概ね5年経過している | □ | フォークリフト運転再教育 |
| 玉掛け業務の作業資格（技能講習or特別教育）を修了した者で概ね5年経過している | □ | 玉掛け再教育 |
| 携帯用丸のこ盤を使用する作業に関わる業務 | □ | 丸のこ等取扱い作業従事者安全教育 |
| 建設業で使用されるハンドブレーカーや、製造業で使用されるインパクトレンチの様な手持振動工具等を長時間使用する作業に関わる業務 | □ | 振動工具取扱作業衛生教育 |
| 塗装、洗浄、印刷等使用時に有機溶剤中毒にかかる恐れのある作業に関わる業務 | □ | 有機溶剤業務従事者衛生教育 |
| 車両系建設機械の運転資格（技能講習or特別教育）を修了した者で概ね5年経過している | □ | 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転再教育 |
| 長時間にわたって直射日光を浴びる作業や、気密性の高い屋内作業に関わる業務 | □ | 熱中症予防教育 |

**取らないといけない資格があった、、詳しく教えてッ！**

**下のQRコードから講習内容の確認や、申込ができるヨッ！**

福岡労働局長登録教習機関
（一社）労働安全衛生推進協会
TEL：092-408-7605　MAIL：sh@axtu.org
FAX：092-408-7613

# 用　語　集

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 技能講習 | 労働安全衛生法で定められた「危険性の高い業務」に就くために必要な、実践的な知識と技術を習得する教育のこと。 |
| 2 | 特別教育 | 労働安全衛生法で定められた「特定の危険性を伴う業務」を行う場合に必要となる専門的な教育のこと。<br>(労働者を従事させる際に、事業者が実施しなければならない教育。) |
| 3 | 安全衛生教育 | 労働安全衛生法で定められた「特定の危険性を伴う業務」を行う場合に必要となる専門的な教育のこと。<br>(技能講習や特別教育に準じた危険有害な業務に従事させる労働者に対して、事業者へ実施を求められている教育。) |
| 4 | 制限荷重 | 揚貨装置における「安全に使用できる最大の荷の質量」をのこと。 |
| 5 | つり上げ荷重 | つろうとしている『荷の重さ』のことではなく、操作している機械そのものの性能のこと。 |
| 6 | 最大荷重 | フォークリフトの基準となる荷重中心（※）に積載できる最大の重さ。<br><br>※荷重中心：荷物の重心位置から、フォークの根元（垂直面）までの距離こと。荷重中心が大きくなればなるほど持ち上げられる荷物の重量は減っていき、荷重中心によって変化する最大荷重のことを、「許容荷重」という。 |
| 7 | 機体重量 | 建設機械などの「作業装置を取り外した本体のみの乾燥重量」を指す。燃料やオイルなどの油脂類、および油圧作動油を含まない状態の機械本体の重量のこと。 |
| 8 | 作業床 | 墜落や転落を防ぐために、高さ2m以上の場所での作業時に設けられる「作業を安全に行うための床」のこと。 |
| 9 | 充電電路 | 電圧がかかっていて、触れると感電する危険性のある状態の電線や電気設備のこと。 |
| 10 | かかり木 | 伐採した木が他の木に引っかかって、地面に完全に倒れず途中で止まってしまった状態のこと。 |
| 11 | 特定粉じん | 人の健康に被害を生じるおそれのある物質のこと（現在、石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」という。 |
| 12 | ばいじん | 物を燃やした時に発生する煙やスス・チリ等の中に含まれる微粒子のこと。 |
| 13 | 保護具 | 作業中の事故や危険から身体を守るために装着する器具や服装のこと。（作業内容に応じてヘルメット、保護衣、保護手袋、防じんマスクなどを指す） |